

# 第3四半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した第3四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

株式会社マツモトキヨシホールディングス

(E03519)

# 目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【売上及び仕入の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	7
3 【財政状態及び経営成績の分析】	8
第3 【設備の状況】	11
第4 【提出会社の状況】	12
1 【株式等の状況】	12
(1) 【株式の総数等】	12
【株式の総数】	12
【発行済株式】	12
(2) 【新株予約権等の状況】	12
(3) 【ライツプランの内容】	12
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	12
(5) 【大株主の状況】	12
(6) 【議決権の状況】	13
【発行済株式】	13
【自己株式等】	13
2 【株価の推移】	13
【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】	13
3 【役員の状況】	14
第5 【経理の状況】	15
1 【四半期連結財務諸表】	16
(1) 【四半期連結貸借対照表】	16
(2) 【四半期連結損益計算書】	18
【第3四半期連結累計期間】	18
【第3四半期連結会計期間】	19
(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】	20
【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】	21

【簡便な会計処理】	21
【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】	21
【注記事項】	22
【事業の種類別セグメント情報】	24
【所在地別セグメント情報】	24
【海外売上高】	24
2 【その他】	27
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	28
レビュー報告書	巻末

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月13日
【四半期会計期間】	第2期第3四半期（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）
【会社名】	株式会社マツモトキヨシホールディングス
【英訳名】	Matsumotokiyoshi Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松本 南海雄
【本店の所在の場所】	千葉県松戸市新松戸東9番地1
【電話番号】	047(344)5110
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理部長 小松 栄二
【最寄りの連絡場所】	千葉県松戸市新松戸東9番地1
【電話番号】	047(344)5110
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理部長 小松 栄二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第2期 第3四半期 連結累計期間	第2期 第3四半期 連結会計期間	第1期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高(百万円)	299,347	102,564	390,934
経常利益(百万円)	12,522	4,528	16,982
四半期(当期)純利益(百万円)	5,696	2,219	6,801
純資産額(百万円)	-	95,132	93,872
総資産額(百万円)	-	209,060	195,981
1株当たり純資産額(円)	-	1,972.16	1,896.43
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	118.90	46.55	134.25
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	-	45.0	47.5
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	11,376	-	18,313
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,914	-	7,758
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	6,921	-	13,223
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	-	19,405	16,866
従業員数(人)	-	4,433	4,179

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 当社は平成19年10月1日付で、株式会社マツモトキヨシより株式移転方式にて持株会社として設立いたしました。当社の第1期は平成19年10月1日から平成20年3月31日までであります。前連結会計年度の連結財務諸表は完全子会社となった株式会社マツモトキヨシの連結財務諸表を引き継ぎ、平成19年4月1日から平成20年3月31日までを連結会計年度としております。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

なお、平成20年9月30日に株式取得により連結子会社となった株式会社茂木薬品商会は、平成20年10月1日の株式交換及びその後の第三者割当増資により、議決権の所有割合が53.25%から90%になっております。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任		資金援助 (百万円)	営業上の取引	設備の 賃貸借
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
(連結子会社) 株)茂木薬品商会	東京都 文京区	80	卸売事業	90	-	2	500	経営管理・ 資金の貸付・ 商品の仕入	-

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. 当社は、株式会社茂木薬品商会の取引契約の一部について連帯保証を行っております。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(人)	4,433 (5,934)
---------	---------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員(8時間換算)は当第3四半期連結会計期間の平均人員を( )外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(人)	118 (26)
---------	----------

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員(8時間換算)は当第3四半期会計期間の平均人員を( )外数で記載しております。

2. 当社従業員は、すべて連結子会社である株式会社マツモトキヨシからの出向者であります。

## 第2【事業の状況】

### 1【売上及び仕入の状況】

#### (1) 事業部門別売上状況

当第3四半期連結会計期間の売上実績を事業区分ごとに示すと、次のとおりであります。

事業区分	販売形態	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
		金額(百万円)
小売事業	薬粧	93,620
	ホームセンター	1,732
卸売事業		6,487
その他事業	建設	271
	その他	49
営業収入		403
合計		102,564

(注) 1. 営業収入はフランチャイジーからのロイヤルティ収入、テナントからの受取家賃及び広告収入等でありま  
す。

2. 売上に係る消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

#### (2) 地区別売上状況

当第3四半期連結会計期間の売上実績を地区ごとに示すと、次のとおりであります。

地区別	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
	金額(百万円)	
[小売事業：薬粧]	[935店舗]	[93,620]
東京都	(267店舗)	28,851
千葉県	(182店舗)	18,287
埼玉県	(134店舗)	11,787
神奈川県	(62店舗)	6,463
茨城県	(49店舗)	3,651
長野県	(36店舗)	3,362
大阪府	(11店舗)	3,009
新潟県	(27店舗)	2,978
栃木県	(34店舗)	2,878
群馬県	(32店舗)	2,365
福岡県	(14店舗)	1,633
兵庫県	(13店舗)	1,516
福島県	(13店舗)	992
愛知県	(10店舗)	823

地区別	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
	金額(百万円)	
京都府 (4店舗)		572
宮城県 (4店舗)		513
広島県 (4店舗)		414
静岡県 (4店舗)		394
大分県 (3店舗)		320
北海道 (2店舗)		289
岐阜県 (3店舗)		279
奈良県 (4店舗)		248
岩手県 (2店舗)		212
長崎県 (2店舗)		212
三重県 (3店舗)		175
青森県 (2店舗)		150
香川県 (2店舗)		141
石川県 (2店舗)		133
滋賀県 (2店舗)		98
愛媛県他 (8店舗)		863
[小売事業：ホームセンター] [5店舗]		[1,732]
千葉県他 (5店舗)		1,732
[卸売事業]		[6,487]
千葉県他		6,487
合計 (940店舗)		101,840

- (注) 1. 地区別売上状況はその他事業の建設、その他及び営業収入を除いております。
2. 卸売事業は、フランチャイジーへの商品供給を含めて表示しております。なお、当第3四半期連結会計期間末におけるフランチャイズ店の店舗数は40店舗であります。
3. 店舗数は平成20年12月31日現在であります。
4. 売上に係る消費税等の会計処理は税抜方式によっております。



(3) 商品別売上状況

当第3四半期連結会計期間の売上実績を商品ごとに示すと、次のとおりであります。

商品別	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
	金額(百万円)
小売事業	
医薬品	30,257
化粧品	28,042
雑貨	24,118
一般食料品	10,812
DIY用品	2,063
生鮮食品	58
小計	95,352
卸売事業	6,487
合計	101,840

- (注) 1. 商品別売上状況はその他事業の建設、その他及び営業収入を除いております。  
2. 売上に係る消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(4) 主要顧客別売上状況

該当事項はありません。

(5) 商品別仕入状況

当第3四半期連結会計期間の仕入実績を商品ごとに示すと、次のとおりであります。

商品別	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
	金額(百万円)
小売事業	
医薬品	19,116
化粧品	20,423
雑貨	19,577
一般食料品	9,758
DIY用品	1,702
生鮮食品	55
小計	70,633
卸売事業	7,475
合計	78,109

- (注) 1. 商品別仕入状況はその他事業の建設、その他及び営業収入を除いております。  
2. 仕入に係る消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## 2【経営上の重要な契約等】

### フランチャイズ契約の締結

当第3四半期連結会計期間において、株式会社マツモトキヨシ（連結子会社）が新たに締結したフランチャイズ契約は次のとおりであります。

契約締結先	契約内容	契約締結日
モリス株式会社	ドラッグストア事業に係るフランチャイズ契約	平成20年11月17日

### 3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日～平成20年12月31日）における日本経済の現状は、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機が世界景気の一層の低迷を招き、経済環境をさらに悪化させ、その影響から円高に拍車がかかり、輸出企業を中心に大幅な減産や閉鎖に追い込まれるなど、雇用環境の急速な悪化を背景とした個人消費の冷え込みが顕在化しております。

ドラッグストア業界においても、M&Aや資本・業務提携による業界再編の加速や価格競争など、業種/業態を超えた競争激化のなか、景気の不透明感を受けた生活防衛意識の高まりから、購買意欲の低下を招き、さらなる個人消費の落ち込みにより、当社グループを取り巻く経営環境は一段と厳しさを増しております。

このような環境のなか、当社グループは引き続き、将来業績に貢献する慎重な出店に注力するとともに、さらなる経営の健全化に向けた不採算店舗の閉鎖（スクラップ&ビルドを含む）を計画的に実行し、また、地域環境に合致した商品カテゴリーの拡充など、既存店の活性化に向けた改装にも積極的に取り組んでまいりました。

一方、競争環境が激しさを増すなか、小商圏化した市場シェアを確実に確保するため、ロイヤルカスタマーの醸成に向けた販促施策、MKカスタマー商品の拡充、お客様ニーズを反映した専門性の高い人材によるカウンセリングを強化するなど、地域に密着した展開に努めてまいりました。

##### <小売事業>

第2四半期中盤（8月中旬）以降、気象条件や温度要件によりシーズン商品は低迷し、さらに第3四半期期初以降（10月以降）、先行き不透明な金融不安から世界市場において、株価の下落や為替の急激な変動を招き、それらが日本経済に与える影響は大きく、景気後退を深刻化させるものとなりました。

しかしながら、この様な厳しい環境のなか、特定検診の導入を契機とした生活習慣病関連の漢方薬やバランス栄養食の継続的な拡販、生活改善薬や発毛・養毛剤などの新規商品の展開強化、ウイルス対策を捉えた予防意識の高まりによる関連商品の需要拡大、消費者の価格意識に即応した商品展開、MKカスタマー商品の拡充、カウンセリング型化粧品構成比拡大や仕入条件の改善などにより利益の確保を目指してまいりました。

販売費および一般管理費は、改正薬事法を捉えた新資格者の受験対応およびカウンセリング体制強化により人件費が増加したものの、効率かつ効果的な販促施策に軸足を移したことにより、広告宣伝費などの抑制に努めてまいりました。

新規出店に関しましては、滋賀県への初出店（2店舗）を含めグループとして16店舗を出店し、その領域は1都1道2府36県に拡大いたしました。

また、重点施策である既存店の改装を17店舗で実行し、不採算店舗を26店舗閉鎖いたしました。

##### <卸売事業>

グループ各社との仕入統合が進行するとともに、その他関連会社への卸売の増加、第1四半期3社（株式会社明治堂薬品、株式会社スーパーバリュー、株式会社ラブドラッグス）、第2四半期1社（株式会社保健堂）および第3四半期1社（モリス株式会社/当年11月 兵庫県・10店舗）とのFC契約など順調に拡大しております。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は1,025億64百万円（前年同期比0.2%増）、営業利益は39億72百万円（同15.9%増）、経常利益は45億28百万円（同21.5%増）、四半期純利益は22億19百万円（同19.1%増）と増収増益を確保し、今期業績は概ね計画どおりに推移しております。

四半期開示制度導入前の前年は10 - 12月の3ヶ月の業績を表わす開示数値がないため、前年同期比（増減率）は参考として記載しております。

#### (2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における資産合計は2,090億60百万円となり、前連結会計年度末に比べて130億78百万円増加いたしました。主な要因は、現金及び預金が25億52百万円、受取手形及び売掛金が30億93百万円、商品が43億71百万円、投資その他の資産の「その他」が16億91百万円、それぞれ増加したことによるものです。

当第3四半期連結会計期間末における負債合計は1,139億27百万円となり、前連結会計年度末に比べて118億18百万円増加いたしました。主な要因は、有利子負債が23億46百万円減少したものの支払手形及び買掛金が84億95百万円、流動負債の「その他」が29億99百万円、固定負債の「その他」が17億41百万円、それぞれ増加したことによるものです。

当第3四半期連結会計期間末における純資産合計は951億32百万円となり、前連結会計年度末に比べて12億60百万円増加いたしました。主な要因は、配当金14億57百万円、自己株式の増加30億54百万円による減少があったものの当第3四半期連結累計期間における四半期純利益56億96百万円を計上したことによるものです。

#### (3) キャッシュ・フローの状況

「営業活動によるキャッシュ・フロー」は38億88百万円の収入となりました。主な要因は、たな卸資産の増加額38億50百万円、売上債権の増加額13億32百万円があったものの、税金等調整前四半期純利益40億79百万円、仕入債務の増加額21億65百万円によるものです。

「投資活動によるキャッシュ・フロー」は5億14百万円の支出となりました。主な要因は、有形固定資産の取得による支出4億44百万円によるものです。

「財務活動によるキャッシュ・フロー」は5億92百万円の支出となりました。主な要因は、配当金の支払額4億64百万円によるものです。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は194億5百万円となり、第2四半期連結会計期間末に比べて27億82百万円増加いたしました。

#### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

##### 基本的な考え方

当社では、株主による経営陣統治の仕組みを狭義の「コーポレート・ガバナンス」と捉え、「透明性と説明責任の向上」及び「経営の監督と執行の役割分担の明確化」を目指し、実効性の高い最適なコーポレート・ガバナンスの構築に取り組んでおります。

一方、経営の執行者による企業内統治である「内部統制」においては、経営の有効性と効率性の向上、財務報告の高い信頼性、コンプライアンス、資産の保全の4つを目的とした連結ベースでの全社的な内部統制の構築を進めております。

株主価値の向上を目指すコーポレート・ガバナンスの取組みは、これを支える内部統制が有効に機能し、相互に連動することで初めてその実効性を発揮すると考えております。特に、企業活動全ての基礎となるコンプライアンスを最重要視し、関係会社を含め、社員一人ひとりに法律遵守の意識を徹底させてまいります。

当社は、これらの継続的な活動を通じて、株主はもとより取引先、地域社会、従業員等の多くのステークホルダーの信頼と期待に応え、リーディングカンパニーとして競争力のある、継続的安定成長力のある企業を実現し、企業価値および株主共同の利益をより高めていくことを基本施策としております。

##### 不適切な支配の防止のための取組み

わが国では、資本市場の発展に伴い、経営権の主導に影響する買収が見受けられるようになりました。このような買収の中には、取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」もありますが、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、このような買収行為を一概に否定するものではありません。

また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に対する判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、このような買収の場合には、現ビジネスモデルに対する認識の相違や、それに関連したステークホルダーとの関係変更に伴い、企業価値・株主共同の利益に反する結果を与える可能性も否定できません。そのため、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）に対して、大規模買付行為の目的、方法、買付後の経営計画、当社従業員および現在のお取引先様等に対する考え方についての情報提供を求め、それに対する当社取締役会の意見を公表し、それらの情報をもとに株主の皆様が適切に検討できるための十分な時間を確保すること、また大規模買付者との交渉の機会を確保すること、株主の皆様へ代替案を提示すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することが不可欠であると考えております。

当社は、平成19年10月1日開催の取締役会において、当社の株式に対して大規模買付行為が行われた場合、その大規模買付行為が当社の企業価値を毀損させるものでないかを判断するため、買収防衛策として大規模買付者に対する対応策（以下「本プラン」といいます。）を決議いたしました。なお、本プランは、平成20年6月27日開催の第1回定時株主総会において承認され、1年間継続されることとなりました。

#### 上記 の取組みについての取締役会の判断

大規模買付者は、当社取締役会に対する情報提供を完了した日から60日間（大規模買付行為が、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）（以下、この期間を「取締役会評価期間」といいます。）が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、独立委員会（後述）に諮問し、必要に応じ外部専門家等の助言および監査役の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめて公表します。また、当社取締役会は必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、または、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示する場合があります。

当社取締役会は、本プランの客観的・合理的・公正な運用のために、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、委員は、当社の経営陣から独立している社外監査役・弁護士・公認会計士・税理士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績のある経営者等の中から選任します。

独立委員会は、本プランの実行時において、大規模買付者に対し適正な情報提供を求めているか、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか、大規模買付者による大規模買付が企業価値・株主共同の利益を著しく毀損していないか、対抗措置を発動すべきか等について、取締役会の決定における恣意性を排除し、客観性を確保することを目的とします。

当社取締役会は、上記検討時において独立委員会に必ず諮問し、独立委員会は当社取締役会にその意見を勧告するものとします。独立委員会は、必要に応じ、当社取締役・監査役・従業員に会議への出席を要求し、必要な情報の提供・説明を求めることができます。また、独立委員会は、合理性、客観性を求めるため、当社の費用で第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとします。独立委員会の勧告は、公表されるものとし、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重するものとします。これにより、当社取締役会の判断における客観性・公正性・合理性を確保できると考えております。

#### (5) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	210,000,000
計	210,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	53,579,014	53,579,014	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	53,579,014	53,579,014	-	-

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	-	53,579,014	-	21,086	-	21,866

#### (5)【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・リミテッドから平成20年12月9日付(報告義務発生日 平成20年12月4日)で大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、平成20年12月4日現在で5,184.6千株を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。なお、当該大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
シルチェスター・インターナショナル・ インベスターズ・リミテッド	英国ロンドン ダブリュー1ジェイ 6ティ エル, プルトン ストリート1, タイムアン ドライブビル5階	5,184.6	9.68

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,913,100	-	単元株式数100株
	(相互保有株式) 普通株式 66,300	-	同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 47,587,100	475,871	同上
単元未満株式	普通株式 12,514	-	-
発行済株式総数	53,579,014	-	-
総株主の議決権	-	475,871	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,500株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数15個が含まれております。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社マツモトキヨシ ホールディングス	千葉県松戸市 新松戸東9番地1	5,913,100	-	5,913,100	11.04
(相互保有株式) 株式会社茂木薬品商会	東京都文京区湯島 一丁目8番2号	66,300	-	66,300	0.12
計	-	5,979,400	-	5,979,400	11.16

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	2,300	2,305	2,455	2,300	2,370	2,260	2,205	2,125	1,978
最低(円)	2,090	2,060	2,190	2,050	1,981	1,853	1,574	1,770	1,686

(注)最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。



### 3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動は次のとおりであります。

#### 役職の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
常務取締役 営業企画・商品統括担当	常務取締役	松本 清雄	平成20年7月1日

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	19,418	16,866
受取手形及び売掛金	12,224	9,131
商品	47,581	43,210
貯蔵品	2,103	1,075
その他	11,690	10,801
貸倒引当金	85	54
流動資産合計	92,933	81,029
固定資産		
有形固定資産		
土地	41,724	40,964
その他(純額)	<sup>1</sup> 15,028	<sup>1</sup> 14,883
有形固定資産合計	56,752	55,847
無形固定資産		
のれん	6,926	7,699
その他	3,167	2,725
無形固定資産合計	10,093	10,425
投資その他の資産		
敷金及び保証金	34,187	35,010
その他	16,044	14,352
貸倒引当金	951	683
投資その他の資産合計	49,280	48,678
固定資産合計	116,127	114,952
資産合計	209,060	195,981

(単位：百万円)

前連結会計年度末に係る  
要約連結貸借対照表  
(平成20年3月31日)当第3四半期連結会計期間末  
(平成20年12月31日)

負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	61,220	52,724
1年内償還予定の社債	80	280
1年内返済予定の長期借入金	5,102	11,932
未払法人税等	3,510	2,153
賞与引当金	1,276	2,343
ポイント引当金	4,300	3,110
その他	9,163	6,164
流動負債合計	84,654	78,709
固定負債		
社債	-	50
長期借入金	21,325	16,591
退職給付引当金	3,353	2,799
役員退職慰労引当金	-	1,201
負ののれん	574	478
その他	4,020	2,278
固定負債合計	29,273	23,399
負債合計	113,927	102,109
純資産の部		
株主資本		
資本金	21,086	21,086
資本剰余金	21,866	21,884
利益剰余金	66,776	62,548
自己株式	14,882	11,828
株主資本合計	94,846	93,690
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	808	680
評価・換算差額等合計	808	680
少数株主持分	1,094	861
純資産合計	95,132	93,872
負債純資産合計	209,060	195,981

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	299,347
売上原価	218,664
売上総利益	80,682
販売費及び一般管理費	
ポイント引当金繰入額	1,200
給料及び手当	24,842
賞与引当金繰入額	1,313
退職給付費用	690
地代家賃	14,580
その他	26,817
販売費及び一般管理費合計	69,444
営業利益	11,237
営業外収益	
受取利息	175
受取配当金	152
固定資産受贈益	418
持分法による投資利益	4
負ののれん償却額	306
その他	666
営業外収益合計	1,724
営業外費用	
支払利息	278
貸倒引当金繰入額	124
その他	37
営業外費用合計	439
経常利益	12,522
特別利益	
貸倒引当金戻入額	64
その他	24
特別利益合計	88
特別損失	
固定資産売却損	9
固定資産除却損	432
店舗閉鎖損失	432
減損損失	737
その他	137
特別損失合計	1,750
税金等調整前四半期純利益	10,860
法人税、住民税及び事業税	5,017
法人税等調整額	17
法人税等合計	4,999
少数株主利益	164
四半期純利益	5,696

## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
売上高	102,564
売上原価	75,318
売上総利益	27,246
販売費及び一般管理費	
ポイント引当金繰入額	43
給料及び手当	7,487
賞与引当金繰入額	1,244
退職給付費用	218
地代家賃	4,871
その他	9,408
販売費及び一般管理費合計	23,273
営業利益	3,972
営業外収益	
受取利息	54
受取配当金	94
固定資産受贈益	152
持分法による投資利益	16
負ののれん償却額	146
その他	198
営業外収益合計	662
営業外費用	
支払利息	86
その他	20
営業外費用合計	106
経常利益	4,528
特別利益	
貸倒引当金戻入額	28
収用補償金	14
その他	0
特別利益合計	43
特別損失	
固定資産売却損	9
固定資産除却損	167
店舗閉鎖損失	210
減損損失	66
その他	39
特別損失合計	492
税金等調整前四半期純利益	4,079
法人税、住民税及び事業税	1,145
法人税等調整額	631
法人税等合計	1,776
少数株主利益	82
四半期純利益	2,219

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間  
 (自 平成20年4月1日  
 至 平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	10,860
減価償却費	2,087
減損損失	737
のれん償却額	772
負ののれん償却額	306
賞与引当金の増減額(は減少)	1,102
貸倒引当金の増減額(は減少)	60
ポイント引当金の増減額(は減少)	1,189
退職給付引当金の増減額(は減少)	357
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	1,282
受取利息及び受取配当金	328
支払利息	278
持分法による投資損益(は益)	4
固定資産除却損	432
敷金及び保証金の家賃相殺額	1,079
売上債権の増減額(は増加)	1,937
たな卸資産の増減額(は増加)	4,715
仕入債務の増減額(は減少)	5,576
預り金の増減額(は減少)	443
未収入金の増減額(は増加)	1,858
未払金の増減額(は減少)	1,861
その他	1,010
小計	15,211
利息及び配当金の受取額	180
利息の支払額	256
法人税等の支払額	3,759
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,376
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	1,884
無形固定資産の取得による支出	389
敷金及び保証金の差入による支出	954
敷金及び保証金の回収による収入	778
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	527
貸付金の回収による収入	1,186
その他	1,178
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,914
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	6,500
長期借入金の返済による支出	8,596
社債の償還による支出	250
自己株式の取得による支出	3,130
配当金の支払額	1,444
その他	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,921
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,539
現金及び現金同等物の期首残高	16,866
現金及び現金同等物の四半期末残高	19,405

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 第2四半期連結会計期間から、新たに平成20年9月に株式を取得した株式会社茂木薬品商會を連結の範囲に含めております。 (2) 変更後の連結子会社の数 11社
2. 会計処理基準に関する事項の変更	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として売価還元法による低価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として売価還元法による低価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。 なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。
3. 追加情報	(1) 重要な引当金の計上基準 役員退職慰労引当金 連結子会社である株式会社マツモトキヨシ、株式会社健康家族、伊東秀商事株式会社、株式会社ぱぱす、株式会社マックス、株式会社トウブドラッグ及び株式会社茂木薬品商會は、各社開催の株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を決議したことに伴い、役員退職慰労引当金を全額取崩し、将来の打ち切り支給予定額(当第3四半期連結会計期間末残高973百万円)を固定負債のその他(長期未払金)に計上しております。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度決算において算定した貸倒実績率等を使用して一般債権の貸倒見積高を算定する方法によっております。
2. 棚卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。
3. 繰延税金資産の回収可能性の判断	前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。



【注記事項】

( 四半期連結貸借対照表関係 )

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)												
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は、20,145百万円であります。</p> <p>当座貸越契約 当社及び連結子会社は、効率的な資金調達のために取引金融機関3行と当座貸越契約を締結しております。契約に基づく、当第3四半期連結会計期間末における借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">当座貸越契約の総額</td> <td style="text-align: right;">12,500 百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金実行残高</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">12,500</td> </tr> </table>	当座貸越契約の総額	12,500 百万円	借入金実行残高	-	差引額	12,500	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は、18,848百万円であります。</p> <p>当座貸越契約及びタームローン契約 当社及び連結子会社は、効率的な資金調達のために取引金融機関3行と当座貸越契約及び取引金融機関8行とタームローン契約を締結しております。契約に基づく、当連結会計年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">当座貸越契約及びタームローン契約の総額</td> <td style="text-align: right;">18,200 百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金実行残高</td> <td style="text-align: right;">6,000</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">12,200</td> </tr> </table>	当座貸越契約及びタームローン契約の総額	18,200 百万円	借入金実行残高	6,000	差引額	12,200
当座貸越契約の総額	12,500 百万円												
借入金実行残高	-												
差引額	12,500												
当座貸越契約及びタームローン契約の総額	18,200 百万円												
借入金実行残高	6,000												
差引額	12,200												

( 四半期連結損益計算書関係 )

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

( 四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係 )

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)						
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在) (百万円)						
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">19,418</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">13</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">19,405</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	19,418	預入期間が3か月を超える定期預金	13	現金及び現金同等物	19,405
現金及び預金勘定	19,418					
預入期間が3か月を超える定期預金	13					
現金及び現金同等物	19,405					

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 53,579千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 5,896千株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	980	20	平成20年3月31日	平成20年6月30日	資本剰余金
平成20年11月14日 取締役会	普通株式	476	10	平成20年9月30日	平成20年12月8日	利益剰余金

(注) 株式会社マツモトキヨシホールディングスの平成20年6月27日開催の株主総会において、「その他資本剰余金」を原資とする期末配当の支払(配当総額980百万円)が決議されたことに伴い、個別の四半期財務諸表作成にあたっては「その他資本剰余金」を減少させる会計処理を行いました。

しかし、株式会社マツモトキヨシホールディングスは株式移転により設立されており、「企業結合に係る会計基準」等に基づき、共通支配下の取引として、完全子会社である株式会社マツモトキヨシの連結財務諸表を引継いでおり、その際に個別財務諸表上の「その他資本剰余金」を連結財務諸表上は「利益剰余金」に振替えております。そのため、四半期連結財務諸表作成にあたって、当該期末配当の支払いに関しては、「利益剰余金」を減少させる会計処理を行っております。

(2) 基準日が当第3四半期連結累計会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

5. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成20年3月17日の取締役会決議に基づき、平成20年4月7日から平成20年6月13日までの間に自己株式を1,379千株(発行済株式総数に占める割合2.6%)を取得しました。

また、株式会社茂木薬品商會を連結子会社化したことに伴い、株式会社茂木薬品商會保有の当社株式59千株(発行済株式総数に占める割合0.1%)が増加しましたが、株式会社茂木薬品商會との株式交換に際して、当社保有の自己株式77千株(発行済株式総数に占める割合0.1%)が交付され減少しました。

この結果、当第3四半期連結累計期間において自己株式が3,054百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末の自己株式が14,882百万円となっております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	小売事業 (百万円)	卸売事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	95,352	6,487	724	102,564	-	102,564
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	81,615	6,998	88,614	88,614	-
計	95,352	88,103	7,722	191,179	88,614	102,564
営業利益	5,195	127	6,232	11,555	7,582	3,972

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	小売事業 (百万円)	卸売事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	280,110	17,190	2,045	299,347	-	299,347
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	176,593	17,402	193,996	193,996	-
計	280,110	193,784	19,448	493,343	193,996	299,347
営業利益	14,807	456	15,416	30,680	19,442	11,237

(注)1. 事業区分は事業内容を勘案して、下記のとおり区分しております。

小売事業 医薬品、化粧品、日用雑貨等の小売販売であります。

卸売事業 関係会社及びフランチャイジーに対して、医薬品、化粧品、日用雑貨等の商品供給を行っております。

その他 建設業、保険代理業、新聞チラシ配布業等であります。

2. 会計処理の方法の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2.(1)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。この変更による影響はありません。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)

その他有価証券で時価のあるものは、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

(パーチェス法適用)

平成20年7月28日開催の当社取締役会において、平成20年9月30日を期して株式会社茂木薬品商会の株式を取得し子会社化すること、並びに、平成20年10月1日を期して、株式交換により株式会社茂木薬品商会を完全子会社化することを決議いたしました。また、同日付で、同社の株主との間で株式譲渡契約を、株式会社茂木薬品商会と当社との間で株式交換契約を締結し、各契約に基づき株式取得及び株式交換を実施いたしました。

1. 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取得した議決権比率

(1) 被取得企業の名称

株式会社茂木薬品商会

(2) 事業の内容

医薬品、健康食品、医療雑貨、ヘルスケア関連商品の卸販売

(3) 企業結合を行った主な理由

株式会社茂木薬品商会は、東京、神奈川、千葉、埼玉などの幅広いエリアを中心に一般用医薬品の専門卸売業を行っております。また、積極的にヘルスケア産業へ参入するなど、“美と健康”をテーマとして取り組んでおります。同社を子会社化することにより、当社グループのドラッグストア事業を強化・拡大することができ、グループ全体での高いシナジー効果を測ることが可能であると考えております。

(4) 企業結合日

平成20年9月30日付で株式取得したことにより当社の連結子会社となり、平成20年10月1日付の株式交換により完全子会社化いたしました。

(5) 企業結合の法的形式

株式取得及び株式交換

(6) 結合後企業の名称

株式会社マツモトキヨシホールディングス

(7) 取得した議決権比率

100% (株式取得53.25%、株式交換46.75%)

(注) なお、株式会社茂木薬品商会につきましては、本株式交換後、第三者割当増資を行い議決権比率が90%となりました。

2. 四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間  
平成20年10月1日から平成20年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価

株式会社マツモトキヨシホールディングスの普通株式 168百万円

現金 191百万円

取得に直接要した費用

株価及び株式交換比率算定費用等 33百万円

取得原価 393百万円

4. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額

(1) 株式の種類別の交換比率

会社名	株式会社マツモトキヨシホールディングス (株式交換完全親会社)	株式会社茂木薬品商会 (株式交換完全子会社)
株式交換比率 (普通株式)	1	1.39

(2) 株式交換比率の算定方法

当社は、株式交換比率算定にあたり、その公平性を担保するため第三者機関である野村證券株式会社に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として当事会社間で決定いたしました。

(3) 交付した株式数及びその評価額

自己株式の代用による割当交付株式数	77,979株
評価額	168百万円

5. 発生した負ののれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生した負ののれん  
447百万円

(2) 発生原因

企業結合時の時価純資産が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれんとして認識するものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

1.5年間の均等償却

6. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

(売上高及び損益情報)

売上高	4,853百万円
営業利益	283百万円
経常利益	178百万円

(算定方法)

企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の売上高及び損益情報と取得企業の当四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書上の売上高及び損益情報に係る各々の差額を算定しております。

なお、当該影響の概算額については、監査証明を受けておりません。

( 1 株当たり情報 )

1 . 1 株当たり純資産額

当第 3 四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)		前連結会計年度末 (平成20年 3 月31日)	
1 株当たり純資産額	1,972.16 円	1 株当たり純資産額	1,896.43 円

2 . 1 株当たり四半期純利益金額

当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年12月31日)		当第 3 四半期連結会計期間 (自 平成20年10月 1 日 至 平成20年12月31日)	
1 株当たり四半期純利益金額	118.90 円	1 株当たり四半期純利益金額	46.55 円
なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年12月31日)	当第 3 四半期連結会計期間 (自 平成20年10月 1 日 至 平成20年12月31日)
四半期純利益 (百万円)	5,696	2,219
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	5,696	2,219
期中平均株式数 (千株)	47,911	47,683

( 重要な後発事象 )

当第 3 四半期連結会計期間 (自 平成20年10月 1 日 至 平成20年12月31日)  
該当事項はありません。

( リース取引関係 )

当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年12月31日)  
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っておりますが、当第 3 四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動がありません。

## 2 【その他】

平成20年11月14日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ) 中間配当による配当金の総額 476百万円
- (ロ) 1 株当たりの金額 10円00銭
- (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成20年12月 8 日

(注) 平成20年 9 月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月6日

株式会社 マツモトキヨシホールディングス

取締役会 御中

## 監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 猪瀬 忠彦 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 岡田 雅史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マツモトキヨシホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マツモトキヨシホールディングス及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。